

アスモ・たんぽぽ新聞

アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからご覧いただけます。上記のアドレスが【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。

「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

「あゆみシューズ」

当社が扱っている商品に「あゆみシューズ」という高齢者専用の靴があります。製造メーカーは香川県の片田舎、周りを田んぼに囲まれたところにある徳武産業という会社です。創業は昭和32年に現社長の十河孝男さんの奥様の「両親が手袋の縫製からスタートした小さな会社でした。その後、手袋からスリッパ、スリッパから学童シューズへと、時代の変化と共に主力商品を替えながら何とか生き延びてきた会社です。」



義父である前社長に跡継ぎとして熱心にアプローチを受け、了承したのですが、その後間もなく義父は他界してしまいました。そのため社長業のレクチャーや仕事の引継ぎが行われることなく37歳で2代目社長としてスタートを切ることになりました。

当時社員は15名で年下は2人だけ。どうしても保守的になりがちで、「新たな事業を始めたい」という「それは無理だ」「それはあんたが勝手にやったらしいな」とよく反対され孤立するようになっていきます。その時、どれだけ自分本位で突っ走ってきたかを思い知らされた十河氏は、毎朝仏壇に手を合わせ、先代と会話するようになり、徳武産業の2代目になって2年目のある日、会社の95%の仕事をお願いしていた元請会社から、「海外に工場を出すため取り引きが5年後にはゼロになります」と宣告されます。しかしその厳しい現実が新たなビジネスを模索する機会となり、品質、納期、コストに対する真摯な姿勢を育むきっかけとなりました。

ある日、通販会社にプレゼンに行ったときのこと、社員が一生懸命作ったサンプルを紹介すると、「こんなモノしか作れないんですか。高いし、品質もイマイチ、流行にも合わない」と担当者に言われ、そのサンプルを机の上に投げられます。

「あゆみシューズ」は業界では知らない人がいないといってもよい年間100万足のヒット商品になったのです。当社も度重なる介護保険制度の改正を経験し、制度での事業と制度に依存しない自社独自のサービスをバランスよく提供していくことが大切ではないかと感じておりました。これまでに多くのご利用者との出会いによって、体感させていただいたニーズや要望を少しでも解決できるような自社独自のサービスを提供できる会社へと成長していきたいと思えます。今後ともご指導の程宜しくお願ひします。



明日も笑顔

アスモ シニアハウスコム 0120-5318-77



こんにちは。相談員の盛田です！前回に続き、医療機関との連携についてお話しします。今回は、お問い合わせ時・見学时に確認しておきたいポイントをあげてみました。

有料老人ホーム

往診

通院

協力医療機関

往診時における確認ポイント

- ・往診の先生の専門科は何科か
- ・往診は、何科があるのか
- ・週に何回来てくれるか
- ・訪問歯科は、嚥下(飲みこみ)の指導や評価をしてくれるのか

通院時における確認ポイント

- ・送迎はしてくれるか
- ・通院に介護スタッフが付き添ってくれるか
- ・送迎や介護スタッフには、料金が発生するのか
- ・協力医療機関には、何科があるのか

有料老人ホームをお探しの方、これから見学に行かれる方で、協力医療機関に対して見学时に確認しておきたいポイントをまとめてみました。

先月・今月にわたり協力医療機関についてお話ししましたが、もっと詳しく知りたい！こんなケースはないかな？などございましたらお気軽にお問い合わせください。

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、3月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

Q.不動産の遺産相続をめぐって相続人間で意見が対立しているので、裁判所で遺産分割調停の申立を検討しています。遺産分割調停など裁判所の手続きにおいて、不動産はどのような方法で評価されるのでしょうか？

A.不動産の評価基準はどのようなものがあるのでしょうか。
 不動産の評価に関し目安となる基準としては大きく分けると以下の4つになります。

①地価公示価格(国土交通省が評価したもの) ③相続税の基準となる路線価(国税庁が評価したもの)
 ②基準値価格(都道府県が評価したもの) ④固定資産税評価額(市町村が評価したもの)

遺産分割調停の場面では、不動産の評価は当事者間の合意で決まります。評価額、評価方法、評価の時期などについて裁判所が当事者の意見を聴き、全員が納得できた数字が「当事者間での不動産の評価額」となります。

それでは、当事者間で話がうまくいかないような場合はどうなるのでしょうか。
 その場合には裁判所が選任した不動産鑑定士によって、客観的な不動産評価を行います。

不動産鑑定士は①その不動産にどれくらいの費用が投じられたものなのか、②近隣の取引事例を比較してその不動産がどれくらいの金額で市場取引されているのか、③その不動産を使って、どれ位の収益をあげられるのか、など多角的な視点から鑑定していきます。

こうして不動産鑑定士が評価した鑑定額を基に、遺産分割調停を進めていくこととなります。

1つの不動産をとってもその不動産の立地や大きさ、形状もそうですが、隣地との関係などによってもその評価が左右されます。不動産にもいろいろな個性があるとつくづく思います。それゆえに不動産の評価というのはとても難しいですね。

固定資産税の評価金額は毎年送られてくる固定資産税納税通知書に記載されていますので、自分の不動産がいくらで評価されているのかを確認してみたいはいかがでしょうか？そこから相続対策や相続税について考える良いきっかけになるかもしれませんね。

ご相談の準備や成年後見制度についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。
 「アスモさんの紹介で」と言っていただくとご相談は無料になります。

東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
 「暮らしと相続の相談窓口」
 司法書士門脇法務事務所
 東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
 電話03-5429-1096

ご利用者様の作品

佐藤アイ子様
 中野区野方在住、大正13年生まれ
 5~6年前に、ディサービスでお知り合いになられた方に教えていただき、ストラップ作りを始められました。



現在までに、1,000個を超える作品を作りあげていらっしゃいます。
 今も元気に、作品作りに励んでおられます。



佐藤様、素晴らしい作品をありがとうございました。



たんぽぽ三勉強会の「報告

平成27年6月29日(月)18時から事務所にて、三勉強会を開催いたしました。

今回は「夏場の介護の注意点について」と題して熱中症・脱水・食中毒について学びました。

ご参加された10名のヘルパーの皆様、お疲れさまでした。

(たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)

皆さんはじめまして！
 この度、福祉用具担当として、新しくアスモの一員となりました、佐藤英郎(さとうひでお)と申します。

介護のお仕事は初めて聞わらせていただきます。わからない事ばかりですが、毎日が新しい発見の連続です。

皆様とのご縁を大切に、一日も早くお役に立てるよう、精一杯努力したいと思っております。まだまだ至らない点も多いですが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

New Face !